○財務省告示第三十五号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

財務大臣　菅　直人

表供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金の項中「、さいたま地方法務局川口出張所及び山口地方法務局柳井出張所」を「及びさいたま地方法務局川口出張所」に改める。

○厚生労働省告示第四十三号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第六条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の金額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

「

イ　一級	実技試験	二〇、〇〇〇円
ロ　二級	実技試験	四、五〇〇円
	学科試験	四、二〇〇円

」を

「

イ　一級	実技試験	二〇、〇〇〇円
ロ　二級	実技試験	四、五〇〇円
	学科試験	四、二〇〇円
ハ　三級	実技試験	一八、五〇〇円
	学科試験	八、九〇〇円

」に改める。

表ファイナンシャル・プランニングの項中

「

一　一級	実技試験	一六、七〇〇円
	学科試験	八、九〇〇円
二　二級	実技試験	三、〇〇〇円
	学科試験	三、〇〇〇円

」

表金融窓口サービスの項の次に次のように加える。

着付け	一般社団法人全日本着付け技能センターが実施する次の試験に係るもの 一　一級 実技試験 学科試験 二　二級 実技試験 学科試験	

○財務省告示第三十六号

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第二条第一項第二号の規定に基づき、税関関係手数料令第二条第一項第二号に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者を定める件（平成十六年三月財務省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月二十二日から適用する。

平成二十二年二月一日

財務大臣　菅　直人

本則中「又は税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）第四条第二項（電子情報処理組織による申請等）の規定による通知及び提供を受けた者」を削る。

○厚生労働省告示第四十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表6及び14の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数（平成二十年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にこの告示による改正前の厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数別表1131の項に規定する三浦市立病院に入院している者であって、この告示の適用の日以降引き続き当該病院に入院するものについては、同項の規定は、同年三月三十一日までの間は、なお効力を有する。

平成二十二年二月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表中1131の項を削り、1132の項を1131の項とし、1133の項から1284の項までを一項ずつ繰り上げる。

○農林水産省告示第二百五十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録年月日及び登録番号

平成二十二年一月十三日　第百十一号

二　登録認定機関の名称及び住所

海外貨物検査株式会社　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表農産物及び生産情報公表加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第二百五十三号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十二年二月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

平成二十二年のみなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、二千二百トンとする。

○農林水産省・環境省告示第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）の防除に関する件（平成十七年六月農林水産省・環境省告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月一日から適用する。

平成二十二年二月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

環境大臣　小沢　鋭仁

2中「鹿児島県奄美大島及び沖縄県沖縄島」を「全国」に改める。

4の一中「地域ごとに、」の下に「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース。以下単に「ジャワマングース」という。）が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ジャワマングースが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の」を加え、4の一のイ及びロを次のように改める。

イ　全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

ロ　地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

4の一のロの次に次のように加える。

ハ　その他の地域（イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）

5の一のロ中「得るため、」の下に「必要に応じて」を加える。